

生活環境等の保全・整備に関する提言

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向け、エネルギー・環境政策に対する国民のニーズを十分に踏まえ、地球温暖化対策を推進するため、国と地方自治体の役割を明確にし、具体的かつ実現可能な工程を早急に示すとともに、地方自治体の役割に応じた実効性のある支援策を講じること。
2. アスベストによる健康被害について、全面調査を実施し、その結果を公表するとともに、救済制度の拡充を図ること。
また、住民の健康管理のため、定期健診体制等を整備するとともに、必要なリスク情報を開示すること。
3. 水洗化普及率の早期向上や合併処理浄化槽の普及促進等を図るため、補助率の嵩上げや補助対象範囲の拡大等、浄化槽整備事業に係る財政措置の拡充を図ること。
4. 地域における湖沼の環境保全や自然保護活動の推進について、更なる支援措置を講じること。
5. 都市自治体を実施する特定外来生物の防除事業等について、更なる支援措置を講じること。
6. 公共施設等における土壌汚染対策に対し、財政措置を講じること。
7. 火葬場の整備に対し、財政措置を講じること。
8. 公衆浴場営業者の経営安定化のため、更なる支援措置を講じること。
9. 世界遺産登録に向けた地域の取組に対し、更なる支援措置を講じること。